明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（同）　一七

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
平成二十八年度浄化槽管理士試験合格者、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表）を平成28年11月24日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年 12 月 13 日　　農林水産大臣　山本　有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

平成28年11月24日

第１　海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針

１　基本理念

排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。その場合、水産資源の保存・管理の担い手が漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。

このため、

⑴　水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。

⑵　また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと及び必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。

２　漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、ＴＡＣ（漁獲可能量）及びＴＡＥ（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

３　資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。